

# 本日（8/2）の意見交換の進め方（視点）と今後のスケジュール

H24 懇談会②

資料-1

## ■ 意見交換の進め方

1. 分野を次の5区分に分けて、区分毎に意見交換を行う。

- 医療・福祉
- 教育
- 産業振興・地産地消
- 環境、防災
- 公共交通、移住・交流、人材育成、  
その他（電算システムの共同利用など）

2. 各区分の意見交換は、次の順番で行う。

- ① 前回の懇談会で意見のあった項目 及び  
意見集約シートの提出があった項目  
↓
- ② 上記①以外の意見や質問など（前回の報告を踏まえ）  
※担当分野の委員の意見を優先する

3. 意見交換の進め方

- ① 委員から意見の趣旨を説明いただく。  
↓
- ② 関連して、他の委員の意見をお聞きする。  
（懇談会としての意見であるため）  
↓
- ③ 各部会（事務局）から委員への意見の趣旨確認し、現在の  
取組状況などを説明する。  
また、回答が可能なものについては、意見への考え方などを説明する。

（以降、質疑応答や意見交換を進める。）

## ■ 意見交換の視点（特にご意見をいただきたい内容）

十勝の市町村が「連携」することにより、地域課題の解決や地域の更なる発展が図れる取組みはないか。

【民間（専門的立場）から行政への具体的な意見や提案】

例えば

■これまで各市町村が単独で行っていた取組を連携することによって、より効果があがると考えられるもの

■一つの市町村だけでは対応が困難な課題等を連携することによって、対応が可能になると考えられるもの

## ■ 共生ビジョン（H24改訂版）策定までのスケジュール

H24.8.3 ~  
市町村間調整

- 8/2の意見交換の内容を踏まえ、市町村間調整  
→意見概要やその対応を整理、必要に応じてビジョン修正

H24.9（月上旬）  
懇談会委員確認

- 市町村間の調整結果の確認（懇談会委員）  
→懇談会委員に整理内容等を送付し、確認をいただく

H24.9（中旬）  
最終整理

- 懇談会委員の確認結果を踏まえ、最終整理  
→座長の確認を経て、市町村間で最終的な整理をする

H24.9（下旬）  
ビジョン策定

- 共生ビジョン（H24改訂版）の策定  
→懇談会委員への送付、ホームページ等で公表

## 前回懇談会及び意見集約シートによる委員意見一覧

No.	意見の項目	分野	関連協定項目	頁
1	○学校教育の質の向上をはかるための地域の取組について	(教 育)	なし	1
2	○鳥獣害防止対策に係る捕獲個体の処理（資源活用）について ・ 正規の解体処理施設の設置、管理運営のあり方を検討すべき	産業振興	【1-4-7】 鳥獣害防止対策の推進	1
3	○民間（庁内会レベル）における地域防災の連携について	防 災	【1-6-1】 地域防災体制の構築	2
	○河川管理の連携、民間活力の活用について ・ 流木の処理など	その他	なし	
	○十勝各市町村が連携した広域観光の企画について ・ 伝統文化などをイベント化して、帯広のメインストーリーで開催してはいかがか	産業振興	【1-4-5】 広域観光の推進	
	○バス、タクシー運転手等の教育の必要性について (その他の意見として)			
4	○比較的災害の少ない地域である十勝・帯広、また、空港の利を生かした移住の促進や企業誘致の取組について	産業振興	【1-6-1】 企業誘致の推進	2
		移住交流	【2-1-3】 移住・交流の促進	
5	○十勝の防災に対する住民意識（共助）を高めることについて ・ 各種団体との防災協定の締結の促進など	防 災	【1-6-1】 地域防災体制の構築	2
6	○環境の取組としての、節電対策について ・ 節電に対する行政の具体的な取組を示すべき	環 境	【1-5-1】 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築	3
7	○コンピュータシステムの共同利用・共同開発について ・ システムの共同利用に向け、時間をかけて議論すべき	その他	なし 〔継続協議項目〕	4

※ 次頁以降には、意見集約シートを原文のまま記載  
前回の懇談会における意見については、議事要旨を記載

1

資料6のP61パブリックコメントのところの1に、「学校教育の質の向上が必要と考える。学校教育を良くするよう、まだまだ改善できることが多くあるので、その努力をしていきたい」という意見の概要が出ておりましたが、今後持続可能な社会をつくる上で非常に大事な考え方だと思うのですが、こういうようなものを学校教育の中でしっかり捉えて、次の時代の子ども達に、大事な生き方の一つとして学校教育モデルとして取り上げてもらうのも非常に大事だと思います。

この意見にある質の向上というのは、全国一斉に行われる学力検査の成績がどう関わってくるのかわからないですが、中身を色々聞いてみると学校によって様々ということがあるのですが、学校教育の分野は文部科学省が非常に強い分野ですから、中々難しい部分があるのかもしれませんが、地域は地域で学校教育を良くするために、十勝の教育局を中心に先生方も努力されていると思いますけれども、そういう中に私たちの意見がある程度反映していただくとか、そういうようなこともやっていただくと良いかなと思っております。(第1回会議録 議事要旨)

2

#### ・鳥獣害防止対策の推進

捕獲個体の処理や有効利用に係る課題の整理・解決に向けた協議について、特にエゾシカにあっては頭数の増加に伴い農業等の被害が増え、平成10年度では十勝全体で8億円、全道では59億4400万円(新聞報道)と年々被害額が増加しているのが現状であります。

ハンターの高齢化等による人員数が減少する一方であり、ハンターの後継者育成と合わせ駆除のあり方も検討すべきだと思います。

また、エゾシカ肉を有効活用することにより地域資源の一つと位置づけることができ、捕獲個体の処理については広域連携が必要であり、地域連携による正規(北海道エゾシカ処理マニュアルに沿った)の解体処理施設の設置が可能になれば十勝の特産品として全国展開することができ、新規起業と雇用の創出が生まれ、合わせて農業等の被害を減少させることが可能になると思います。

※課題の一つとして、正規の解体処理施設と建設の管理運営の在り方を検討して欲しい。

※現時点では、処理施設の新規建設は、行政等の協力なしでは難しいと思われます。

## 1. 具体的な取り組みについて【協定項目（19項目）】

## ①地域防災体制の構築

防災体制の構築については、行政間においては、連携は進められており、有事には対応できる状況にあると思料する。

しかし、民間レベルにおいては、各市町村間の連携は希薄であり、自主防災組織の立ち上げを見ても温度差がある。よって、各市町村の町内会等関連団体の担当者が一堂に会して、現状と問題点等を話し合う機会を設定する必要がある。これは、行政よりも町内会連合会がやるべきことなのだが

## ②広域観光の推進

十勝各市町村の伝統文化などをイベント化して、帯広のメインストリートで開催するなどの連携を企画することを一考したら如何。

## 2. 具体的な取り組みについて【協定項目（19項目）以外】

十勝の川が水が少なく、地下水が枯渇してきている。また、流木等の処理について、共同で対策を講じていかなければならない。

河川の管理等についても、抜本的に発想を変え、民間の力を活用すべきと考える。（本件は、かつて農業に従事した某町内会長の意見であり、強く要請されたもの）

## 3. その他の意見

広域観光についても、バス、タクシー運転手等の教育が必要だ。観光地を旅行しても、タクシー運転手の不快な対応に接する場合がある。それが、その街のイメージを損ねる。

帯広十勝のドライバーは各自が、その事を自覚して職務を遂行することが大切だ。そのような教育を業界が連携して行うべきで、行政も指導を密にしてほしい。

近年、本州では水災害が頻繁に発生し多くの犠牲者を出しております。帯広・十勝は比較的災害の少ない地域だと思います。また、空港の利を生かして多いにアピールし、更なる移住の促進あるいは企業誘致に取り組んで頂きたいと思っております。

現在（H24.4.1）、十勝管内各町村で、行政と各種団体間で単位毎に防災に関わる協定を結んでいる状況を明記することと、協定を行っていない町村に促すことで、住民の意識を高めることが必要ではないか。

十勝全体としては防災について、他山の石的考察力が低いと思う。今計画の中に各個ではなく、団体（共助）と行政の防災協定を促進する案を求めます。

環境の部分ですけれども、今、北海道でも節電に取り組んでおり、ラジオをひねれば高橋知事が出てきて、7%が目標だと言っている。そこで、帯広では、環境の捉え方として、どのような節電効果を狙っているのか。

そして、市民に対しては、どのような方向性を持って、節電に対して協力を願っているのか。今、高速道路が札幌まで繋がっていますが、節電という部分では、トイレに入っても、風が出てきた部屋等はどこも止まっている。

帯広市としては、どのような取組を環境の中で節電効果を狙ってやっていくのか。というのは、実際のところ、再生エネルギーは限られてしまう。その中で我々が人間として、動物としてやれることは、節電をしていくしか方向性はないのではないかと思うので、その辺に関して回答お願いしたい。言葉の中で省エネは出てきているのですが、節電という言葉が出てきていないので、よろしくお願いします。

市民に対してですとか、十勝全体に対して物を申すのであれば、具体的な指数、例えば市役所であれば、エレベータを一台止めるとか、LEDの導入をこういうかたちで考えているとか、そういう具体的な案を示していただければ、省エネに対しての一つだとか、環境に対しての部分では節電効果を狙っていくだとか、節電促進は何をやっているのかというのが、今のお話では見えてこないと思うので、次の会議に対しての具体的な作業として、どんなことをするのかというところを、まず提議していただきたいと思います。

(第1回会議録 議事要旨)

## 「分類20 その他 コンピュータシステムの共同利用・共同開発」について

各自治体の電算システムは、自治体運営の根幹をなす極めて重要なシステムであり、住民生活を左右するものと思います。

但し、十勝管内自治体において、多くの自治体が独自のシステムを導入している。

そのため、法改正や制度改正のたびシステムの独自開発を行う必要があり、又専属の情報担当者をおく必要がある。

同時に、機器等の更新がある一定期間になると必要になり、自治体の財政負担は大変大きいと思われます。

今日、総務省でも「自治体クラウド開発実証実験」を実施しており、自治体の運営の大きな課題と思います。

## 検討事項において

継続協議となった理由として、「業務の標準化、帳票様式の統一、システム更新時期の調整等の理由で早期の事業実施は困難である。」とあるが、例えば以前国が働きかけていた自治体の合併事業を実施した自治体はそれを解決して統一してきたと思われる。

現在、道内では

- ・西胆振広域連合（4市町）
- ・留萌地域電算共同推進協議会（7町村）
- ・北海道自治体情報システム協議会（32町村）

等が電算システムの共同化を実施又は実施の取り組みをしている。

自治体の電算システムの共同利用、システムの統一は自治体の担当者の極めて大きなエネルギーと自治体の首長の決断が必要と思われます。

よって「今後の見通しなど」にある

「今後、協議を進め、平成24年度内に実施の可否について結論を出したいと考える。」と有りますが、今までの協議経過は存じませんが、実現するためには大変多くの検討事項があると思います。

そのためにも、24年度内にて実施の可否の結論を出すのでなく実施のための問題点と解決策を検討し、時間をかけて25年度以降にも結論を出したらいかがでしょうか。

そのためだけの、各自治体の担当者による検討委員会等が必要でないでしょうか。

いずれにしても、今後の自治体の財政上からも、又システム運営上からも避けて通れない課題と思い、本ビジョンの目的の地域課題の解決や、これまで自治体が単独で対応が難しい課題を連携して対応して解決するものの1つの事業と思われます。

# 管内市町村の今夏における節電の取組

H24懇談会② 資料-3

自治体名	節電目標	節電期間	対象施設	主な取り組み内容		
				通常時	需給ひっ迫警報発令時	計画停電時
帯広市	使用電力量の平成22年対比7.2%以上削減	7月23日～9月14日の平日	市役所本庁舎他市有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室、施設内照明の減灯</li> <li>・パソコン等OA機器の節電</li> <li>・職員のエレベーター使用制限の徹底 上り4階以下、下り全階の使用を禁止。</li> <li>・空調設備の運用見直し ①空調設備は20分間稼働後40分間停止のサイクル 窓の開放により外気、風を取り入れるほか、扇風機を活用。 時間外は原則、冷房停止。</li> <li>・時間外勤務の見直し ①翌日の早朝に行うなど、節電や健康管理に努める。 ②ノー残業デーの徹底。一斉退庁。</li> </ul>	<p>&lt;基本対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、ロビー、事務室の原則全灯消灯</li> <li>・空調設備の最低運転</li> <li>・エレベーターの間引き運転</li> </ul> <p>&lt;市民利用施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への警報発令のお知らせ、催事等に支障がない範囲での節電への協力依頼</li> <li>・ロビーのテレビの電源OFF</li> </ul>	<p>&lt;基本対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用自家発電設備がある施設は稼働</li> <li>・自家発電設備はないが稼働必須の設備がある場合は発電機確保</li> </ul> <p>&lt;市民利用施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館、休館等の対応の事前周知</li> <li>・専用利用者→計画節電時に利用者に通知、説明</li> <li>・当日利用者→入口等に説明文の掲示、対応</li> </ul>
音更町	平成22年度使用最大電力の7.5%	7月1日～9月30日(強化期間7月23日～9月14日)	すべての公共施設	<p>(1)共通の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①執務室・通路等の照明の節減</li> <li>②トイレ照明等の節減</li> <li>③OA機器の待機電力等の削減</li> <li>④電化製品の使用の見直し</li> <li>⑤エレベーター使用抑制</li> <li>⑥その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備は可能な限り室温を28℃に設定。</li> <li>・テレビは主電源で操作し、待機状態にしない。</li> <li>・ノー残業デー(毎週水曜日)の徹底</li> </ul> </li> </ul> <p>(2)個別の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本庁舎の換気装置の運転時間の短縮</li> <li>②本庁舎前の噴水のライトアップを停止し、稼働時間短縮</li> <li>③街路灯及び防犯灯のナトリウム灯化・LED灯化、街路灯の間引き消灯</li> </ul>	<p>国(経済産業省)から登録された携帯電話やスマートフォンにメール送信されるので、各施設管理者は事前に登録しておく。</p> <p>発令時には、全庁にメール送信し、通常時の取組内容の徹底を行う。</p>	<p>災害対応用の発電機を活用。特に木野支所は期間内常備予定。</p>
士幌町	平成22年の7～9月における使用最大電力に比し7%以上の削減	7月2日～9月28日	役場庁舎等公共施設	<p>【共通取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下・執務室照明等の減灯 (蛍光灯等間引き、執務開始前・昼休みの完全消灯)</li> <li>・自動ドア一部開放</li> <li>・電気製品使用方法の見直し (電気ポット使用禁止、冷蔵庫の温度調整及び集約化など)</li> <li>・OA機器待機電力の削減 (PC待機電力削減、退庁時にコピー機の電源OFFなど)</li> <li>・定時退庁の励行</li> </ul> <p>【所属所毎の独自の取組】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時の取組の厳守</li> <li>・各職場におけるさらなる節電の協力依頼</li> <li>・需給ひっ迫お知らせメールの登録について所属長に周知</li> <li>・非常用自家発電設備の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・張り紙等による利用者への事前周知</li> </ul>
上士幌町	平成22年7月～9月電力使用量対比7%削減	7月5日～9月30日	第2期エコオフィスプラン対象施設と同じ公共施設51ヶ所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用していないエリア、窓際の消灯。また昼休み及び時間外の消灯。</li> <li>・天候に応じて減灯。</li> <li>・会議室使用時間短縮と照明の間引き。</li> <li>・パソコンの省エネモードの設定。</li> <li>・使用後、土日祝日のOAタップの電源OFF。</li> <li>・プリンターの節電モード設定、使用後はコンセントから抜く。</li> <li>・コーヒーマーカー、電気ポット未使用時はコンセントから抜く。</li> <li>・温水便座の節電。</li> <li>・自動販売機の節電モード設定。</li> <li>・電気ストーブの使用頻度を極力抑える。</li> </ul>		

# 管内市町村の今夏における節電の取組

H24懇談会② 資料-3

自治体名	節電目標	節電期間	対象施設	主な取り組み内容		
				通常時	需給ひっ迫警報発令時	計画停電時
鹿追町	7%以上	6月1日～	役場庁舎 他公共施設	<p>【本庁舎関係】</p> <p>①執務時間の分散化(サマータイム)による需要電力の分散</p> <p>②執務時の照明のこまめ消灯</p> <p>③OA機器の長時間離籍時の電源OFF</p> <p>【本庁舎以外】</p> <p>①街灯の部分消灯(防犯関係で警察と現場確認)</p> <p>②イルミネーション消灯や駐車灯削減等施設電気の使用量減</p> <p>③その他、本庁舎と同様</p>	通常時と同じ対策	<p>【事前準備】</p> <p>①計画停電の事前把握と障害施設等の規模・内容把握</p> <p>②計画停電実施の場合の町内放送周知</p> <p>③利用困難な施設の利用者への説明</p> <p>④非常用発電機の稼働確認・点検</p> <p>⑤発電機対応可能施設への配備</p> <p>【計画停電時】</p> <p>①自家発や発電機による対応</p> <p>②施設管理者は休館や使用時間の変更による対応</p> <p>③支障施設の把握と対策</p> <p>④町内での障害発生時の把握</p>
新得町	平成22年度対比マイナス7%	7月9日～9月14日	公共施設	<p>各部屋の照明の削減。(庁舎の窓側など)</p> <p>公民館や役場庁舎の住民票窓口など常時照明が必要な場所には、LED照明に改修する。(補正予算可決後)</p> <p>役場庁舎、公民館事務室の照明機器にスイッチのひもを付け、こまめに消灯できるように改修する。(補正予算可決後)</p> <p>電気ポットの使用禁止。</p> <p>夜間のトイレファンの停止。</p> <p>暖房便座の停止など。</p>	左記を徹底するほかに、原則、役場庁舎内の照明の消灯。原則、時間外勤務の禁止。	事前に町のホームページに掲載する。事前に対象施設玄関に貼り紙をする。
清水町	平成22年7月～9月における使用電力に対し、7%以上の削減を目指して取り組むものとする。	7月2日～9月28日(強化期間)	庁舎等の町職員が執務を行う施設(スペース)	<p>(1) 照明の点灯は始業後とし、点灯する際は、天候等を考慮して執務スペースの必要最小限とする。(業務に支障のない範囲で、晴天時は消灯する)</p> <p>(2) 必要以外の照明は間引きや消灯する。(机が配置されていないスペース、印刷室、トイレ、廊下等)</p> <p>(3) 照明の昼休み消灯を徹底する。</p> <p>(4) 昼休みや長時間の離席時は、パソコンの主電源を切る。</p> <p>(5) パソコンディスプレイの「照度」を低減する。</p> <p>(6) コピー機、印刷機は使用后、節電設定にするか主電源を切る。</p> <p>(7) 業務終了後、プリンター等のOA機器は主電源を切る。</p> <p>(8) 使用していない電気製品の電源プラグを抜く。</p> <p>(9) 電気ポット、コーヒーマーカーの使用を控える。(エアーポットを使用する)</p> <p>(10) 冷蔵庫の設定を「弱」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らす。</p> <p>(11) 職員のエレベーター使用は、原則禁止する。</p> <p>(12) トイレの暖房便座、ハンドドライヤーの使用を停止する。</p> <p>(13) 職場単位で定時退庁を行う日を設定するなど、課ごとの一斉消灯を進める。</p>	通常時の取り組みを徹底する。広報車や防災無線などにより、住民に周知する。	広報車や防災無線などにより、住民に周知する。対象施設玄関に貼り紙をする。

# 管内市町村の今夏における節電の取組

H24懇談会② 資料-3

自治体名	節電目標	節電期間	対象施設	主な取り組み内容		
				通常時	需給ひっ迫警報発令時	計画停電時
芽室町	平成22年7月から9月までの電力使用量より7%の節電	7月1日～9月30日	役場第1・2庁舎及び保健福祉センター事務執務室 (社会教育施設及び公立芽室病院等の施設は、目標値を設定しての節電取組対象外の施設としますが、業務上支障のない範囲で節電の取り組みを実施します。)	1.休憩時間は消灯する。 2.時間外勤務時は、不必要箇所を消灯する。 3.使用されていない場所の電気を消す。 4.会議室の照明は、会議直前まで点灯しない。また、会議終了後は直ちに消灯する。 5.OA機器や照明器具等のスイッチはこまめに切る。また、コピー機は、使用が終了したら節電モードに切り替える。 6.長時間使用しないOA機器及び電化製品はプラグをコンセントから抜く。 7.給湯室にある冷蔵庫の温度設定は控えめにする。(中や弱)	<b>【事前準備】</b> 需給ひっ迫メールお知らせメールに登録する。 警報が発令された場合の連絡体制と対応策の確認をする。 <b>【基本対応】</b> 業務に支障のない範囲で、別紙『節電に関する取組事項』を徹底する。	・自家発電機のある施設では可能な限り自家発電により対応。 ・コミュニティセンター等では張り紙等で利用者に通知する。 ・健康福祉施設等は休館や終了時間を早める。 ・冷蔵・冷凍保存品はドライアイスや氷などを用いたり、なるべく保管する食材を置かない。 ・消防では団員召集のサイレンは携帯電話のメール機能を活用したいが、携帯電話基地局にも停電が及ぶためにメールの到着が遅れ、災害対応に支障をきたす可能性も否定できない。 ・その他、電気を使わずに済む作業や、バッテリーで利用できるものを活用するなどして対応。 など
中札内村	平成22年7月～9月における使用最大電力に対し7%以上の削減	7月～9月	全施設	(各施設共通の取組) 注:※印は役場庁舎 ①照明 ・不要な箇所を消灯する。※役場庁舎事務室の蛍光灯スイッチを独立化。 ・昼休み時間は窓口等を除き消灯する。 ・照明を間引きする。(ダミー管に取替えるなど) ②設備・機器 ・不要な電気製品を撤去する。 ・パソコンを省エネモードに設定する。 ・出張、外勤などでパソコンを3時間以上使用しないときは電源を切る。 ・帰宅時パソコンのコンセントを抜く。(または、スイッチ付のタップに接続) ・パソコンの冷却ファンを掃除する。 ・手作業でできるものは機器を使用しない。 ・コピー・印刷機の使用を縮減する。(会議資料を簡素化するなど) ※役場庁舎にアサガオの緑のカーテン設置(ボイラー送風の使用中) ※役場庁舎の内側の自動ドアの開放と職員の自動ドア使用自粛 ※職員はトイレのエアータオル使用禁止 ③業務 ・クールビスを実施する。(6/1～9/30) ・水曜日ノー残業デーを徹底する。(午後6時まで退庁) ・ノー残業デーの拡大。(7月から9月は金曜日を追加) ・節電の呼びかけを強化する。	・自家発電機のある場所は自家発電機を活用する。 ・電気を使わずに済む手作業など。 ・電気の必要な場合は計画停電時間帯を避けて営業する。 ・健康福祉施設等の公共施設では、張り紙や個別通知で利用者に通知し、理解を得る。 など	

# 管内市町村の今夏における節電の取組

H24懇談会② 資料-3

自治体名	節電目標	節電期間	対象施設	主な取り組み内容		
				通常時	需給ひっ迫警報発令時	計画停電時
更別村	平成22年の7月～9月における使用最大電力に対し7%以上の削減	7月23日～9月7日	役場庁舎他村有施設	<p>【照明関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 時間と天気に応じた一斉消灯</li> <li>* 昼休みの一斉消灯</li> <li>* 間引き減灯</li> <li>* こまめな消灯</li> </ul> <p>【電気製品関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 電気ポットの使用を控える</li> <li>* 便器の節電</li> <li>* トイレの手洗い乾燥機の使用制限</li> <li>* 冷蔵庫の設定を1段下げる</li> </ul> <p>【OA機器関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 離席時のPC対応</li> <li>* 電算室エアコンの設定温度を上げる</li> <li>* PCモニターの輝度を落とす</li> </ul> <p>【その他の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 街灯の節電</li> <li>* 自動ドアの開放</li> <li>* 住民への周知</li> </ul>	施設利用者への警報発令のお知らせ、可能な範囲での節電への協力を要請	公共施設の利用日程・時間の調整又は利用停止、開館時間の調整、自家発電による対応
大樹町	未設定	6月11日～	役場本庁舎他	<p>役場庁舎の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎執務室の昼間消灯</li> <li>・庁舎執務室の照明点灯スイッチを設置</li> <li>・夜間勤務用電気スタンドを購入</li> <li>・パソコンの待機電力の削減</li> <li>・プリンター運用台数削減</li> <li>・自動ドア(内側ドア)の電源を落とし、常時開放</li> <li>・執務室の扇風機利用禁止</li> </ul> <p>役場庁舎以外の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柏林公園噴水ライトアップの廃止</li> <li>・南側駐車場の広告塔ライトアップ廃止</li> <li>・国道(東和)の交通安全シャトルのライトアップ廃止(回転灯は作動)</li> <li>・電光掲示板の廃止</li> <li>・街灯等のLED化推進</li> <li>・学校開放の時間短縮の検討</li> </ul>	通常時と同じ対策	会館等の施設利用者への休館事前連絡。防災行政無線の利用による、住民への周知。
広尾町	平成22年対比使用電力量7%以上削減	7月2日～9月28日	役場庁舎及び出先機関(国保病院を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室及び廊下照明の減灯</li> <li>・内側自動ドアの常時開放</li> <li>・職員のエレベーター使用制限</li> <li>・空調機の停止</li> <li>・トイレのエアータオルの停止</li> <li>・OA機器の使用時の節電及び退庁時の電源切</li> <li>・コピー機の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下照明の消灯</li> <li>・来客者のエレベーター使用制限</li> </ul>	計画停電対象外

# 管内市町村の今夏における節電の取組

H24懇談会② 資料-3

自治体名	節電目標	節電期間	対象施設	主な取り組み内容		
				通常時	需給ひっ迫警報発令時	計画停電時
幕別町	平成22年7月～9月の使用最大電力に対し、7%以上の削減を目指す	7月2日～9月28日	幕別町公共施設全施設	<p>【庁舎ごとの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆事務室等蛍光灯の間引き(視力低下に影響が無い範囲で実施)</li> <li>◆始業前の点灯を控え、昼休み時間は一斉消灯(窓口業務は除く)</li> <li>◆廊下、トイレ等共用部分の減灯</li> <li>◆屋内照明のある自動販売機内の照明消灯</li> </ul> <p>【職員行動】(次の取り組みなど、職員の創意工夫により実施する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆OA機器                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・退庁時におけるパソコンのコンセントオフ</li> <li>・離席時におけるパソコンのスリープモード化</li> <li>・長時間使用しないパソコンのシャットダウン</li> <li>・プリンタ共有機能の活用による使用台数の抑制 など</li> </ul> </li> <li>◆周知徹底                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・節電に対する高い意識を持ち、互いに声掛けするなど節電強化に努める</li> <li>・節電の呼びかけ強化のポスター掲示 など</li> </ul> </li> <li>◆その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、エレベーターの使用を極力控える</li> <li>・時間外勤務時における不要照明の消灯 など</li> </ul> </li> </ul>	庁舎および公共施設において施設利用者の理解のもと更なる節電の実施	施設利用者に対する周知等により休館等による対応
池田町	平成22年7月～9月における使用最大電力に対し、7%以上の削減を目指す	7月23日～9月14日	役場庁舎及び出先機関	<p>《庁舎ごとの取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■執務室及び廊下等の照明の減灯</li> <li>■自動ドアの使用停止</li> <li>■OA機器の使用電力の削減</li> </ul> <p>《職員行動》</p> <p>【OA機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間席を離れる場合(一時間以上)はパソコンの電源を切る。</li> <li>・プリンタの稼働率抑制。(試し印刷禁止など)</li> </ul> <p>【職場環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気のため窓際付近の書類等の整理</li> </ul> <p>【周知徹底・情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内での節電の呼びかけ強化</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ温水便座の使用を控える</li> </ul>		計画停電区域対象外(音更町境界付近で2～3世帯が対象見込み)
豊頃町		6月5日～9月28日	行政等執務施設の全て	<p>【庁舎等ごとの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇廊下・ホール・執務室照明の減灯</li> <li>◇エレベーターの職員利用の禁止</li> <li>◇二重自動ドアの内側ドアの常時開放</li> <li>◇電気製品の適正冷温度の設定及びOFFコンセント(冷蔵庫・コーヒーメーカー、暖房便座)</li> </ul> <p>【職員行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇OA機器の待機(昼休み及び退庁時)電力の削減(緊急連絡用のパソコンを除き、OFFコンセント)</li> <li>◇時間外勤務の縮減(業務の計画的実施)</li> <li>◇ブラインド・カーテンの適切な利用</li> <li>◇職員相互の節電行動のチェック</li> <li>◇クールビズの適切な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前日又は当日にひっ迫警報が発令された場合、無線やメール、FAX等で情報の把握を図る。</li> <li>・防災無線や広報車を利用して一層の節電奨励を行う。</li> <li>・勤務スペースの消灯やエレベーターの運転停止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線やメール、FAX等で情報の把握を図る。(計画停電実施時間帯の2時間前に、時間帯とエリアの最終判断)</li> <li>・通信各社に緊急速報メール。(計画停電実施時間帯の3～4時間前)</li> <li>・防災無線や広報車を利用して一層の節電奨励を行う。</li> <li>・各施設の外灯の一部消灯(通年)や点灯時間の調整点検を行う。</li> </ul>

# 管内市町村の今夏における節電の取組

H24懇談会② 資料-3

自治体名	節電目標	節電期間	対象施設	主な取り組み内容		
				通常時	需給ひっ迫警報発令時	計画停電時
本別町	7%以上の節電を目指す。努力目標として10%以上の節電を目指す。	7月23日～9月14日の平日 (8月13日～15日を除く)	本別町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廊下・執務室：照明使用してない場所・部屋の消灯。昼休み時間の消灯。1/3程度の減灯を行う。</li> <li>■電気製品 待機電力の削減等：使用していない電機器具をコンセントから抜く。</li> <li>■その他：クールビズの徹底。ノー残業DAYの設定。(第2・第4水曜日)</li> </ul>	同報無線等で連絡を行う。	同報無線等で連絡を行う。
足寄町	節電意識の高揚を図り、一人ひとりが節電に努めること	7月23日～9月14日	役場庁舎ほか町有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用パソコンの節電対策の周知。</li> <li>・各システムについても、長時間使用しないときは、電源を落とす。</li> <li>・照明等の管理。減灯・部分点灯</li> <li>・クーラー、温度設定28度。ピーク時間外の予備運転。</li> <li>・温熱機器の原則停止(便座・ポット等・ハンドドライヤー)</li> <li>・会議室等未使用時の設備停止。</li> <li>・来客者の協力を促す張り紙を行う。</li> <li>・街路灯 点灯開始時間の延長 18:30⇒19:15 防犯灯(11基)のLED化</li> <li>・ナイター施設18:45～20:00の点灯を、必要時の点灯に変更</li> </ul>	・防災無線による町民への更なる節電のお願い	・防災無線による町民への周知 ・水道施設の発電機による運用
陸別町	平成22年の7月～9月における使用最大電力に対し7%以上の削減を目指す	7月23日～9月7日(9時～20時) 9月10日～9月14日(17時～20時)	庁舎及び各課所管の施設を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休みの完全消灯・不要な照明の消灯・減灯。</li> <li>・夏季期間の給湯の停止。</li> <li>・トイレジェットタオルの停止。</li> <li>・使用中の電気製品の待機電力のカットを心がける。</li> <li>・昼休み時間・離席時には、OA機器をスリープモードに。</li> <li>・「節電の日」(毎週金曜日 7月27日～9月7日)。閉庁後の会議を極力設定しない。</li> <li>・「ノー残業デー」(毎月給料日)</li> <li>・クールビズ(6月1日～9月30日) 等</li> </ul>		
浦幌町	一昨年(平成22年)7月～9月における使用最大電力に対し7%以上の削減を目指す	7月23日～9月14日の平日 (8月13日～15日を除く)	役場庁舎及び各公共施設等	<p>&lt;役場庁舎及び公共施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■廊下及び執務室照明→時間を設定して減灯。</li> <li>■エレベーターの使用抑制。</li> <li>■自動扉が2面(内側と外側)設置されている箇所は、状況に応じて片側開放。</li> <li>■エアコン設定温度28℃。</li> <li>■電気製品の使用頻度の見直し。(電気ポットの使用制限)</li> </ul> <p>&lt;職員行動&gt;</p> <p>【公共施設等の使用】 エレベーター及び自動扉使用の原則禁止。</p> <p>【OA機器】 席を長時間離れる場合はパソコンの電源を切る。 複合機のスリープモード設定を変更し、消費電力削減を図る。</p> <p>【職場環境】 換気のため窓際付近の書類整理など。</p> <p>【周知徹底・情報共有】 庁内放送を最大限利用しての節電の呼びかけ強化 電気使用量のデータベース化など。</p> <p>【その他】 集中対策期間内(7月23日～9月14日)に節電デーを設けることで消費電力の削減に努める。</p>	先般、第3回十勝地域電力需給連絡会議において「計画停電についての市町村への依頼事項」を精査し、内部で協議中	先般、第3回十勝地域電力需給連絡会議において「計画停電についての市町村への依頼事項」を精査し、内部で協議中